

役員選挙について

1. 平成23年4月から8月に役員選挙が行われます。
2. この登録は、本学会の学会規定および役員選出に関する規定による地域別、職能別、選挙人名簿作成のため会員すべてについて行われるものです（1102頁の本学会規定および役員選出に関する規定をご参照下さい）。
3. 登録しない方には選挙権および被選挙権は与えられません。
4. 登録は日本公衆衛生学会ホームページ（<http://www.jsph.jp>）の会員ページからできます。またこの登録票を使って登録することもできます。
5. **登録期日は平成23年2月28日(月)まで**（同日消印有効）ですが、事務手続上、早めにして下さい。
6. 登録者の資格は平成22年度会費納入者です。未納の方は大至急納入して下さい。平成23年2月28日までに会費未納の場合は登録者名簿に記載されません。
7. 同封の登録票を使用した場合下記にご注意下さい。
 - (1) 会員番号を記入して下さい（会員番号は学会機関誌送付の際の宛名の下に記載されている7ケタの数字です）。
 - (2) 登録地域欄には、登録を希望する都道府県名を記入して下さい（勤務先、自宅のいずれでも結構です）。
 - (3) 職能区分はあなたの有している資格もしくはあなたの従事している職種のうちもっともふさわしいものを1つだけ選び、職能区分欄に該当数字を記入下さい。
 - (4) 連絡場所欄はどちらかを○で必ず囲んで下さい。
 - (5) 氏名欄には必ずふりがなを記入して下さい。
 - (6) 確実に、投票用紙が郵送できるように連絡場所を記入して下さい。
 - (7) 個人情報保護のためシールを添付しましたので、必要に応じてご使用下さい。

平成 22 年 11 月 19 日

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

委員長 本橋 豊